

8月10日から、北海道の新型インフルエンザへの 対応が変わりました。 (道立保健所管内)

急な発熱、咳、のどの痛み、鼻水などのインフルエンザ様症状のある方は、原則として全ての医療機関で、直接受診できるようになりました。

これまで、発熱等の症状がある方は、まず、保健所の発熱相談センターにお電話いただき、「発熱外来」の受診を勧めてきたところですが、これからは医療機関で直接受診できます。

事前に医療機関に電話した上で受診してください。

- ・受診しようとする医療機関に事前に電話連絡し、受診時間帯や受診方法などについて指示を受けてください。

受診の際にはマスクを着けましょう。

- ・検診や他の病気で受診する方などへの感染防止のため、できるだけマスクを着用してください。
- ・また、自家用車で行くなど、公共交通機関の利用はできるだけ避けてください。(公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用してください。)

慢性の病気をお持ちの方は「かかりつけ医」に電話連絡してから受診するか、「かかりつけ医」が紹介する医療機関を受診してください。

妊娠中の方は「かかりつけの産婦人科医」に電話連絡し、受診する医療機関の紹介を受けてください。

- ・受診時の事前連絡やマスクなどの留意事項は上記と同じです。

これからは、医療機関の受診の前に道庁又は道立保健所に電話をいただく必要はありませんが、受診医療機関がわからない場合や、在宅療養の不安などの相談をお受けしています。

なお、医療機関がわからないときは、インターネットで検索できる「北海道医療機能情報システム」(<http://www.medinfo.ne.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtptmenuult01.aspx>)もご利用ください。